

資料1

平成29年度

ツキノワグマ管理事業実績報告書(県実施分)

平成30年6月

宮城県環境生活部自然保護課



平成29年度ツキノワグマ管理事業実績

宮城県

H29計画	H29実績	備考
<p>1 被害防除対策</p> <p>(1) 市町村における被害防止体制整備への支援、指導</p> <p>(2) 補助事業による被害防止資材設置の推進等により、スギ等壮齢林への皮剥ぎ被害対策への支援を行う。</p> <p>(3) 出没位置の情報収集及びホームページでの情報提供</p> <p>(4) 農林業者に対し防護柵等設置の指導を行う。</p> <p>(5) 人身被害を未然に防止するため、県が蓄積している出没・捕獲・人身被害等に関する情報の地図化を実施する。</p> <p>(6) 緊急時の捕獲許可権限の移譲を希望し、かつ、体制の整っている市町村へ許可権限移譲を進める。</p>	<p>1 被害防除対策</p> <p>(1) 交付金活用や被害防止計画等への支援、指導を実施した。 鳥獣被害防止総合対策交付金により、5事業実施主体（蔵王町、七ヶ宿町、色麻町、加美町）における各鳥獣被害防止対策協議会及び川崎町）における有害捕獲活動及び電気柵の設置等を支援した。</p> <p>(2) 被害防止材設置の実績はないが、相談のあった森林所有者等に対し、皮剥ぎ対策に係る補助事業の補助率や補助要件等について説明を行った。</p> <p>(3) 出没位置の情報収集及びホームページでの情報提供を行った</p> <p>(4) 農業被害などの有害捕獲の前に、まず防護策を講じるよう指導した。</p> <p>(5) 過去のクマの出没情報、捕獲情報及び人身被害情報について、データの電子化、地図化及び解析を実施した。</p> <p>(6) 実施を検討している市町村に対し、情報提供等の支援を行った。</p>	<p>【農産環境課】引き続き、被害防止体制整備への支援、交付金による補助等による対策の推進を図る。</p> <p>【森林整備課】今後も継続する</p> <p>【自然保護課】一般からの問い合わせも多く、引き続き情報提供していく</p> <p>【自然保護課】捕獲はやむを得ない場合の手段であり、継続実施していく</p> <p>【自然保護課】今後も継続する</p> <p>【自然保護課】今後も継続する</p>

<p>2 個体数管理</p> <p>(1) 県が蓄積している出没・捕獲・人身被害等に関する情報の地図化・分析による県内のクマの生息動向の把握に努める。</p>	<p>2 個体数管理</p> <p>(1) 過去のクマの出没情報、捕獲情報及び人身被害情報について、データの電子化、地図化及び解析を実施した。</p>	<p>【自然保護課】 今後継続する</p>
<p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>(2) ツキノワグマ本来の生息区域である奥山の針葉樹人工林について、補助事業による間伐等の推進により針広混交林化を促すなど、多様性に富む森林環境を醸成する取組を支援する。</p> <p>(3) 樹木の結実状況等を林業技術総合センターや森林管理署等の協力を得て調査し、生息環境の変化がツキノワグマに与える影響を把握する。</p>	<p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 緩衝帯設置の推進 研修会により、取組を推進した。</p> <p>(2) 国庫補助事業を活用した間伐等を実施し、針葉樹林への広葉樹の導入や里山林の適正な管理を促進した。</p> <p>(3) 東北森林管理局による宮城県のプロナの結実予測は大凶作であった（豊作・並作・凶作・大凶作の4段階）。 県独自のプロナの豊凶調査を実施し、結果は凶作であった（豊作・並作・凶作の3段階）。</p>	<p>【農産環境課】 引き続き、地域における取組を推進する。</p> <p>【森林整備課】 今後も、クマの生息環境にも資する適正な森林整備を進めるため、関係事業者の活用について森林所有者へ働きかける。</p> <p>【自然保護課】 引き続き調査を行うていく。</p>
<p>4 その他</p> <p>(1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 クマ対象 20市町村) ※ H29.10末時点</p> <p>(2) 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p>	<p>4 その他</p> <p>(1) 8市町について、ツキノワグマにかかる計画の変更を支援した。 (仙台市は対象鳥獣にツキノワグマ追加、富谷市及び色麻町は柵設置を追記、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町、大郷町、加美町は計画更新)</p> <p>(2) 普及指導員2名を国の研修に派遣した。</p>	<p>【農産環境課】 引き続き、計画の作成及び変更を支援する。</p> <p>【農産環境課】 引き続き、鳥獣被害対策の指導を担う職員を養成し地域での対策を推進する。</p>

- (3) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。
- イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会  
ツキノワグマ部会  
管理計画の内容及び実行状況についての分析・評価等
  - ロ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会  
管理計画の作成、実行方法等についての検討、関係者の合意形成
- (4) 森林所有者等に対し、スギ等壮齢木の皮剥ぎ被害及びその対策の情報提供を行う。

- (3) 部会、検討評価委員会をそれぞれ1回開催し、県及び該当市町の事業実施計画等について検証を行った。

- (4) 県内各地に配置されている林業普及指導員等が、普及活動を通じて、被害防止技術の情報提供を行った。

【自然保護課】

特定計画の実施状況を検討・評価するため、今後も継続していく。

【林業振興課】

生産者のニーズに応じて、被害防除技術情報を適切に提供

